

発熱者等電話相談医療機関指定要綱

北海道における発熱者等への電話相談業務を行う医療機関の指定について、次のとおり定める。

1. 概要

発熱者等電話相談医療機関とは、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に規定する発熱者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関をいう。

2. 機能要件

- (1) 発熱者等からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、発熱者等診療・検査医療機関等の対応時間等を、把握しておくこと。
- (2) かかりつけ患者の発熱に際し、発熱者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。

3. 指定手続き

- (1) 道立保健所管轄医療機関
道が行う意向調査等への回答に基づき指定する。
- (2) その他
札幌市、函館市、旭川市、小樽市からの報告に基づき指定する。
- (3) 道は医療機関を指定したときは、様式1により指定書を交付する。

4. その他

- (1) 医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、北海道等のホームページや広報紙等に掲示する。
- (2) 指定した医療機関には、道から随時、発熱者等診療・検査医療機関等の名簿を提供する。
- (3) 解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。

以上

様式1（発熱者等電話相談医療機関指定書）

発熱者等電話相談医療機関指定書

地保第 号指令

開設者の氏名

次の医療機関を発熱者等電話相談医療機関に指定します。

令和 年（ 年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道

医療機関の所在地

医療機関の名称